5. With reference to subparagraph (b) of paragraph 1 of Article 13 of the Agreement, it is understood that the term "any individual who, under the laws of Bermuda, is ordinarily resident in Bermuda" includes any person who normally resides in Bermuda and who regards Bermuda as his habitual abode.

6. With reference to paragraph 1 of Article 18 of the Agreement, it is understood that the term "resident" means, in the case of an individual, a resident referred to in Article 13 of the Agreement and, in the case of a person other than an individual:

(a) in the case of Japan, any person who, under the laws of Japan, is liable to tax therein by reason of its place of head or main office or any other criterion of a similar nature; and

(b) in the case of Bermuda, any partnership, company, trust, estate, association or any other entity, deriving its status as such from the laws in force in Bermuda.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at London this first day of February, 2010, in the Japanese and English languages, each text being equally authentic.

For the Government of Japan:	For the Government of Bermuda:
草賀純男	Paula Cox

省　令

○経済産業省令第四十三号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第六項及び第十一条第一項並びに供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第十条第二号の規定に基づき、燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令を次のように定める。

平成二十二年七月五日　　経済産業大臣　直嶋　正行

燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令

（燃料製品を回収した後に残存する物等）

第一条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の経済産業省令で定めるもののうち、原油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、常圧蒸留残油（常圧蒸留装置（常圧で揮発油、灯油、軽油及び石油ガスを留出させ、回収した後に残存する炭化水素油をいう。）をいう。）による精製の工程において、揮発油、灯油、軽油及び石油ガスを留出させ、回収した後に残存する炭化水素油を精製をされたものを除いたものをいう。

2　法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される発生量のうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、キロリットルで表した前項に定めるものの数量とする。

3　油、法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される生産量のうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスに係るものは、キロリットルで表した製造される揮発油、灯油、軽油及びＡ重油の数量並びに製造される石油ガスの一トンの数量を千七百九十キロリットルとして換算した数量とする。

（原油の数量に換算した数量）

第二条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十条第二号の経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した数量は、原油にあっては、キロリットルで表した数量とし、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）にあっては、キロリットルで表した数量に一・〇五を乗じて得た数量とする。

（原油等の有効な利用の目標の達成のための計画の提出）

第三条　法第十一条第一項に規定する計画のうち、令第六条第二号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るものの提出は、平成二十二年十月三十一日までに、様式第一により行わなければならない。

2　前項の計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十二年七月五日から施行する。

様式第１（第３条関係）

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣　殿

年　月　日

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）